



水面に沿って帯のように咲く福岡堰の桜（茨城新聞社提供）

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P2. P3
○臨時総代会、令和元年度決算	P4. P5
○通常総代会、令和 2 年度事業報告	P6～P9
○令和 3 年度予算	P10
○お知らせ	P11.P12

ご 挨拶



理事長の谷口でございます。広報の発行にあたり組合員の皆様にご挨拶を申し上げます。

当改良区役員・総代・組合員の皆様には、各種事業の推

進について日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、茨城県県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、特段のご支援ご協力を頂き御礼を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症について、人々の暮らしや経済に大きな打撃を与え、依然として感染拡大の勢いが止まらない状況が続いております。感染症対策を踏まえ、昨年度末に開催された通常総代会では、書面議決を活用し参集人数縮小の中、総代皆様のご協力により全議案可決決定され、令和3年度の予算執行等をスタートさせることができました。皆様におかれましても、体調管理に十分ご留意いただき、新型コロナウイルスの一日も早い終息、そして平穏な日常が訪れますことを切に願っております。

近年の農業農村をめぐる環境が一段と厳しさを増す中で、農業従事者の高齢化や兼業化等による意識の多様化等を背景に、土地改良区を取り巻く状況はますます厳しくなっております。土地改良施設は、多面的機能を有し公共的な財産であることから、農村環境は地域で守らなくてはなりません。また、地域環境の保全、農業農村がもた

福岡堰土地改良区 理事長 谷口 眞一

らすさまざまな機能が発揮され、この機能が次世代に引き継がれるため皆様のご理解ご協力を賜りながら業務運営を推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、今年度の主な実施事業について、当改良区発注分の農地耕作条件改善事業宮戸2期地区の小排水路護岸工事や土地改良施設維持管理適正化事業の城中用水樋門補修工事、県単土地改良事業として3地区、その外に内郷工事を予定しております。また、県営事業として、地盤沈下対策事業福岡堰4期地区と小貝東部2期地区を引き続き整備する予定です。さらに、県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区は、昨年度に引き続き今年度も潤沢な予算で実施する予定となっておりますので、関係役員・総代・地元組合員の皆様のご理解ご協力の程よろしくをお願いいたします。

昨年度は、県営経営体育成基盤整備事業伊奈二期地区が、計画変更に伴う前原排水路の整備が終わり事業完了となりました。関係者の皆様のご協力に感謝を申し上げます。今後も計画的に事業を推進していくため、各種制度、事業を有効活用できるよう関係機関と連携を深めながら予算確保に向けて要望活動を行い、組合員の皆様の負担軽減のため役職員一丸となり努力してまいります。また、引き続き安定した用水の供給や施設の適切な維持管理に努めてまいりますので、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 関口 勝行

4月の定期人事異動により、茨城県県南農林事務所土地改良部門長として参りました関口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

福岡堰土地改良区の皆様

方には、日頃より当管内の農業農村整備事業の推進にあたりまして、特段のご支援とご協力を賜っておりますこと、紙面をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

本県の農業につきましても、生産農業所得は全国順位で第3位ですが、東京都中央卸売市場の青果物取扱高は都道府県別で17年連続で1位となっております。

本県は、現在、平成30年11月に茨城県総合計画を策定し「儲かる農業」の実現に取り組んでいるところであり、令和3年度の新たな事業として「リーディング・アグリ・プレーヤー育成・確保事業」に取り組むこととしています。

この事業は、所得向上を目指す農業経営体等へ

の農地集積に意欲的な地域を「重点支援地区」に設定し、今後の本件農業の担い手を育成・確保するために、関係各課が連携し、必要な支援を行うものでございます。

農業農村の整備につきましては、「儲かる農業」の実現に向け、引き続き、生産性の高い水田や高品質な青果物を安定供給できる畑地の基盤づくりを推進し、また老朽化の進む農業水利施設等の計画的な更新・補修に取り組んでまいります。また、地域ぐるみで行う農地や水路、農道などの地域資源を保全管理する共同活動を支援するなど美しく元気な農村づくりにも取り組んでまいります。

次に、福岡堰土地改良区管内で実施しております県営事業の今年度の事業概要について紹介させていただきます。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 川松 秀樹

昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました川松でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

谷口理事長をはじめ、福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より農業農村整備事業の推進はもとより本会の業務運営に対しまして、特段のご支援ご協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年より新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、多くの方が感染し、感染防止に向けた対応が講ぜられるなど、社会経済や日常生活に大きな影響を受けることとなりました。一刻も早く感染が収束し、元の生活に戻ればと思っておりましたが、今度は感染力の強い変異ウィルスの感染拡大により大阪府や東京都などは再度、政府に緊急事態宣言発出を要請することを正式に決める方針に入りました。茨城県においてもクラスターが発生するなど第4波の入口を迎えております。そのため土浦・稲敷管内連絡協議会も昨年度と同様に書面で開催することいたしました。本会では最大限の注意・対策を行い業務を行って参ります。会員の皆さまにはご不便・ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

農業農村では高齢化・過疎化、担い手不足、地

まず、経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区、伊奈北部2期地区、並びに地盤沈下対策事業福岡堰4期地区においては排水路工事を、同じく地盤沈下対策事業小貝東部2期地区においては用水路工事を予定しております。事業の早期効果発現を図るため、今後も引き続き予算確保に努めて参ります。

なお、平成18年度から取り組んできました経営体育成基盤整備事業伊奈二期地区については、昨年度ですべての工事が完了することができました。関係者の皆様のご協力に感謝いたします。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様方のご健勝・ご多幸をお祈り申し上げましてご挨拶といたします。

域活力の低下や農業水利施設の老朽化など様々な問題を抱えております。次世代の担い手にとって魅力ある農業としていくためには、農地集積や農業の高付加価値を図ることが必要となります。

これらのことに鑑み、国においては3月23日に今後5年間の土地改良事業の指針となる「新たな土地改良長期計画」が閣議決定されました。産業政策の視点からは担い手への農地集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化。地域政策の視点からは所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理。両政策を支える視点では頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取得等による農業農村の強靱化等を盛り込んでおります。

本会においては令和2年度、令和3年度とも3名の職員を新規採用し、技術力・経験が豊富なベテラン職員から指導を受け、教育研修を行い、技術職員の確保と育成も行っていきます。会員の皆様が必要とする農業農村整備事業を的確かつ迅速に実施するための技術者集団となり得るよう知識の習得や技術力の向上を図って参ります。皆様方には、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

臨時総代会開催

令和2年10月9日(金)、つくばみらい市伊奈公民館において、臨時総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、議決方法を「出席による議決」の他に「書面議決」を活用し、参集人数縮小の中、つくばみらい市福岡地区の大藤克義総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



第1号議案 福岡堰土地改良区総代補欠席次決定について

第2号議案 福岡堰土地改良区役員の補欠選任について

第3号議案 令和元年度事業報告の承認について

第4号議案 令和元年度財産目録の承認について

第5号議案 令和元年度会計収入支出決算の承認について

(ア) 一般会計

(イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計

(ウ) 地区除外決済金特別会計

(エ) 地区除外決済金積立金特別会計

(オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計

(カ) 農地耕作条件改善事業特別会計

(キ) 県単土地改良事業特別会計

第6号議案 令和2年度組合費賦課率及び徴収方法の議決中、一部変更について

第7号議案 令和2年度水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)の施行議決中、一部変更について

第8号議案 令和2年度農地耕作条件改善事業の施行議決中、一部変更について

第9号議案 令和2年度県単土地改良事業の施行議決中、一部変更について

第10号議案 令和2年度地区除外決済金積立金の運用処分の変更について

第11号議案 令和2年度会計収入支出補正予算(案)の議決について

(ア) 一般会計

(エ) 地区除外決済金積立金特別会計

(カ) 農地耕作条件改善事業特別会計

(キ) 県単土地改良事業特別会計

役員補欠選任について

令和2年10月9日(金)に開催された臨時総代会にて、役員補欠選任(第4被選任区・つくばみらい市豊地区理事)を実施した結果、榎田実氏が理事に選任されました。

令和元年度決算について

令和2年10月9日(金)開催の臨時総代会において承認を得ました、令和元年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位：円)

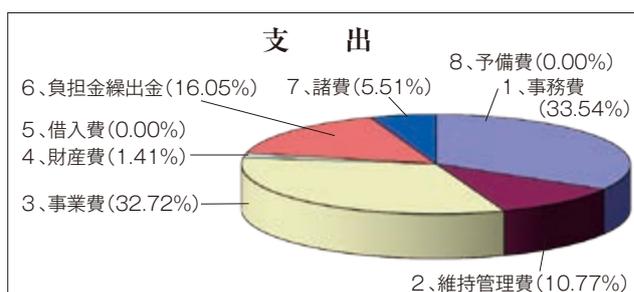
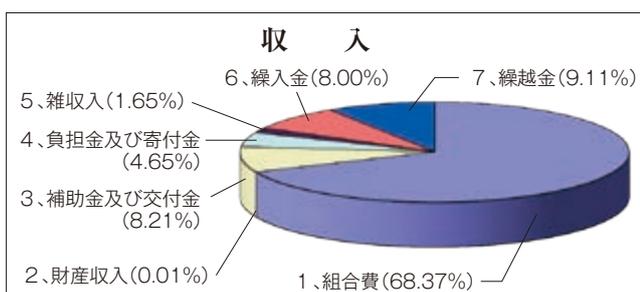
資 産		負 債	
流動資産	26,874,136	長期負債	0
特定資産	634,920,099	短期負債	634,670,099
固定資産	162,492,460		
計	824,286,695	計	634,670,099

会計収入支出決算

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	2 0 2, 6 9 8, 7 8 2	1. 事 務 費	9 4, 4 4 6, 0 5 7
2. 財 産 収 入	1 5, 0 0 0	2. 維 持 管 理 費	3 0, 3 2 1, 9 0 7
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	2 4, 3 4 5, 2 0 0	3. 事 業 費	9 2, 1 4 9, 8 4 6
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	1 3, 7 8 6, 4 6 9	4. 財 産 費	3, 9 6 8, 3 6 3
5. 雑 収 入	4, 8 9 5, 7 7 6	5. 借 入 費	0
6. 繰 入 金	2 3, 7 2 0, 0 2 8	6. 負 担 金 繰 出 金	4 5, 2 0 7, 2 0 4
7. 繰 越 金	2 7, 0 0 5, 2 4 1	7. 諸 費	1 5, 5 1 1, 4 1 8
		8. 予 備 費	0
計	2 9 6, 4 6 6, 4 9 6	計	2 8 1, 6 0 4, 7 9 5



差引残額 14,861,701円は、令和2年度へ繰越

特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘 要
(イ) 常勤役職員退職 給与積立金	74,569,329	2,800,000	71,769,329	令和2年度へ繰越
(ウ) 地区除外決済金	2,364,222	2,364,222	0	
(エ) 地区除外決 済金積立金	333,412,907	22,000,000	311,412,907	令和2年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産 費引当積立金	253,207,863	1,720,000	251,487,863	令和2年度へ繰越
(カ) 農地耕作条 件改善事業	30,004,721	30,004,721	0	
(キ) 県単土地改良事業	7,656,007	7,656,007	0	
計	701,215,049	66,544,950	634,670,099	

通常総代会開催

令和3年3月26日(金)、つくばみらい市伊奈公民館において、通常総代会が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、議決方法を「出席による議決」の他に「書面議決」を活用し、参集人数縮小の中、つくばみらい市小張地区の大枝昌博総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り可決決定されました。



- 第 1 号議案 令和 2 年度水利施設等保全高度化事業(実施計画策定事業)の施行議決中、一部変更について
- 第 2 号議案 令和 2 年度農地耕作条件改善事業の施行議決中、一部変更について
- 第 3 号議案 令和 2 年度地区除外決済金積立金の運用処分の変更について
- 第 4 号議案 令和 2 年度会計収入支出補正予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (工) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (力) 農地耕作条件改善事業特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計
- 第 5 号議案 土地改良施設の被買収等に係る契約締結について
- 第 6 号議案 令和 3 年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
- 第 7 号議案 令和 3 年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 第 8 号議案 令和 3 年度県単土地改良事業の施行について
- 第 9 号議案 令和 3 年度地区除外決済金積立金の運用処分について
- 第 10 号議案 令和 3 年度会計収入支出予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役職員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (工) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (力) 農地耕作条件改善事業特別会計
 - (キ) 県単土地改良事業特別会計
- 第 11 号議案 令和 3 年度予算内一時借入金限度額の議決について

令和 2 年度事業報告について

◆県営地盤沈下対策事業 福岡堰 4 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
谷井田沼落排水路 第 2 - 3 工 区	排水路工	L = 122.0	矢板護岸	4.4 × 3.0
谷井田沼落排水路 第 3 - 3 工 区	排水路工	L = 163.0	矢板護岸	4.4 × 3.0



県営地盤沈下対策事業福岡堰 4 期地区 谷井田沼落排水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
川 通 用 水 路 区 第 1 工 区	用水路工	L = 505.9	三面水路	5.8 × 1.6
川 通 用 水 路 区 第 2 工 区	用水路工	L = 503.0	三面水路	4.7 ~ 5.8 × 1.6
川 通 五 ヶ 村 用 水 路 区 第 1 工 区	用水路工	L = 584.6	三面水路 フリューム水路	1.3 ~ 1.4 × 0.9
川 通 五 ヶ 村 用 水 路 区 第 2 工 区	用水路工	L = 995.7	フリューム水路	0.4 ~ 0.6 × 0.4 ~ 0.6
寺 下 用 水 路	用水路工	L = 13.9	三面水路	1.0 × 0.9
川 通 末 端 用 水 路	用水路工	L = 56.2	三面水路	0.8 × 0.75 ~ 0.9



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 川通用水路 施工前(左)・施工後(右)



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 川通五ヶ村用水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 伊奈二期地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
前 原 排 水 路	排水路工	L = 150.0	B型柵渠	5.0 × 1.2



県営経営体育成基盤整備事業伊奈二期地区 前原排水路 施工前(左)・施工後(右)

◆県営経営体育成基盤整備事業 伊奈北部地区◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事その1	排水路工	L = 1,474.8	排水フリューム	0.4 ~ 1.0 × 0.6 ~ 0.9
排水路護岸工事その2	排水路工	L = 1,283.5	排水フリューム	0.4 ~ 1.0 × 0.6 ~ 0.9
排水路護岸工事その3	排水路工	L = 1,403.9	排水フリューム	0.4 ~ 1.0 × 0.6 ~ 0.9
排水路護岸工事その4	排水路工	L = 1,547.3	排水フリューム	0.6 × 0.6 ~ 0.9
排水路護岸工事その5	排水路工	L = 1,541.7	排水フリューム	0.4 ~ 1.0 × 0.6 ~ 0.9



県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区 小張地先 施工前(左)・施工後(右)

◆土地改良施設維持管理適正化事業（第 4 2 期生）◆

工 事 名	工 事 内 容
豊 体 除 塵 機 補 修 工 事	除塵機補修工 N = 2 基

◆農地耕作条件改善事業◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)		
宮戸地区第 1 工区 排水路護岸工事	排水フリューム	L = 272.9	0.6 × 0.9
宮戸地区第 2 工区 排水路護岸工事	排水フリューム	L = 497.3	0.6 × 0.6 / 0.9



農地耕作条件改善事業 宮戸地区第 1 工区 施工前(左)・施工後(右)

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特 別 工 事	安全施設復旧工
施 設 破 損 復 旧 工 事	用水路・安全施設復旧工
農 地 転 用 工 事	用排水路護岸工、出入口暗渠工



令和 3 年度予算について

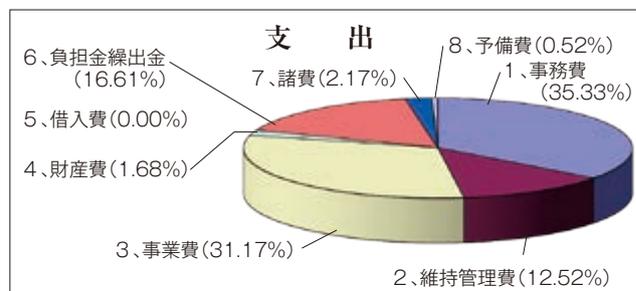
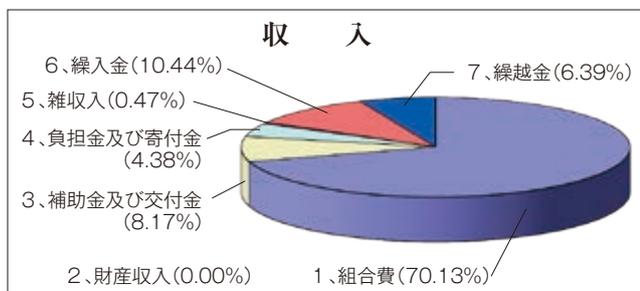
一般会計収支共
297,143,000円也

特別会計収支共
661,126,000円也

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	208,397,000	1. 事 務 費	104,974,000
2. 財 産 収 入	7,000	2. 維 持 管 理 費	37,195,000
3. 補 助 金 及 び 交 付 金	24,267,000	3. 事 業 費	92,632,000
4. 負 担 金 及 び 寄 付 金	13,029,000	4. 財 産 費	5,000,000
5. 雑 収 入	1,411,000	5. 借 入 費	1,000
6. 繰 入 金	31,032,000	6. 負 担 金 繰 出 金	49,346,000
7. 繰 越 金	19,000,000	7. 諸 費	6,461,000
		8. 予 備 費	1,534,000
計	297,143,000	計	297,143,000



特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常 勤 役 職 員 退 職 給 与 積 立 金	77,789,000	77,789,000
(ウ) 地 区 除 外 決 済 金	3,812,000	3,812,000
(エ) 地 区 除 外 決 済 金 積 立 金	267,563,000	267,563,000
(オ) 備 品 費 及 び 財 産 費 引 当 積 立 金	251,925,000	251,925,000
(カ) 農 地 耕 作 条 件 改 善 事 業	50,001,000	50,001,000
(キ) 県 単 土 地 改 良 事 業	10,036,000	10,036,000
計	661,126,000	661,126,000

お知らせ

▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当改良区管内には多数の用排水路があり、円滑なかんがいをとする為、毎年2回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しております。昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い・うがい、三密(密閉・密集・密接)等に注意し執行して頂けますよう、第1回目が6月6日(日)・第2回目が7月25日(日)に予定されておりますので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

又、近年刈払機による草刈り作業が多くなっており、事故の件数も増加しております。満足な補償とまではいきませんが、傷害保険に加入しておりますので事故やケガには充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡をお願い致します。尚、用排水の通水を妨げないよう水路内へ草が落ちてしまった場合には、取り除いて頂きますようお願い致します。

▼ごみの投棄から水路を守ろう

毎年、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。当改良区としても、警察に被害届を出している状況ですが、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない行為に非常に悲しく残念に思います。又、ごみの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。この現状にご理解頂き、ごみに対する意識を高め、絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆さんのご協力をお願い致します。



農地の貸し借りお任せください!

後継者もないので、農地を貸したい!

施設野菜に特化するので、田んぼを任せたい。

相続した農地だれか作ってくれないかなー

農地を貸したい **出し手**

●規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方。

借受と転貸

貸付

経営規模を拡大したい!

農地をまとめて、耕作したい!

農地を借りたい **受け手**

●規模拡大・新規参入をお考えの方。

茨城県農地中間管理機構 (農地バンク)

※借り受ける農地には基準があります。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 ☎ 029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <http://ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



こんな時には届出・申請が必要です！

組合員変更及び耕作移動

毎年5月に賦課金通知書と一緒に賦課地積の内訳として土地明細書を同封しておりますので、ご確認下さるようお願いいたします。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出るようになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。

土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。

公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くこととなりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように十分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課されますので、注意して下さいようお願い致します。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。

土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

お悔やみ

つくばみらい市豊地区 理事
故 竹内 正
令和2年7月16日 ご逝去

つくばみらい市三島地区 理事
故 鈴木 喜代志
令和3年3月30日 ご逝去

生前、土地改良区の運営及び土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232
FAX 0297-52-6348
HP <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>
E-mail info@fukuoka-suiri.or.jp
庶務課=庶務全般、換地関係
経理課=会計、組合費賦課徴収関係
工務管理課=工事全般、用水配分関係

ホームページのご利用について

当改良区ではホームページを開設しております。こちらでは組合員の皆様へのお知らせに加え、当区の運営状況、沿革や概要等も掲載しておりますので、ご利用頂けたら幸いです。また、各種手続きに伴う申請書等を印刷することも出来ますのでご利用下さい。

福岡堰土地改良区

検索